

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 肝てつ検査の実施

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意

新たに行なおうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業変更計画の適否の決定

### ◇ 教委告示 定例教育委員会の会議の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第五百七十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十五年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和四十五年九月一日から昭和四十六年三月三十一日まで

五 検査の方法 虫卵検査

### 鳥取県告示第五百七十六号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による米子市加入区からの届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十五年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百七十七号

昭和四十五年七月十五日付で佐野井手土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（佐野井手地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡関金町大字関金宿一一七五 佐野井手土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十八号

昭和四十五年三月二十五日付けで大田第二土地改良区から申請のあった土地改良(西伯町大田地区は場整備)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年八月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年八月二十四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三百七十二番地 大田第二土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年八月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十五年八月二十五日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和四十六年度県立学校使用教科用図書採択について

2 その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】